

## 少ない経費でお悩みの方に、小規模企業共済制度!

アパート、マンションを経営している上でオーナー様にとっていろいる悩み事はございますが、例えば「借入金の返済も終わり、建物減価償却も進んだので、経費が少なくなってきた。税金が増えて困るな…。」というお悩みをお持ちの方はいらっしゃいませんか?借入金の返済が済めば、経費として計上できるローン金利はなくなりますし、建物の建築年数が経てば、減価償却も減っていきます。建物は古くとも満室経営ができれば、経営上は出て行くお金が少なく手残りが多い、非常に安定的で理想的な状態になりますが、その一方でいわゆる「経費」が少なくなって、「税金」が増えてしまうのが悩みの種ということが起こりえます。

そんな時、お勧めの制度が「小規模企業共済制度」です。

いくつかこの制度のメリットをあげると、

共済金が全額、所得控除になります。(=新たな経費が作れる!)

積立した共済金が、死亡・廃業・ある一定以上の年齢に達した時戻ってくる!

国が行っている制度です。(独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営)

お近くの金融機関で申込ができる!

受取りの際、退職所得や一時所得として受取ることができるので、節税効果が高い!加入者の年齢及び健康状態などの制限がない。(=誰でも申込可能!)などのメリットがあります。

の共済金が全額所得控除対象とありますが、最大で毎月7万円・年間で84万円まで共済金を支払可能ですので、共済金を支払っている間は、所得税率20%の方であれば年間約16万円の節税効果が見込めます。また にもあるように、積み立てた共済金を受取る際も、退職所得や一時所得といったように通常の所得よりも税率を低くして受取ることが可能なので、積立てておいしい、受取りもおいしい、と2度おいしいメリットが受けられます。この制度、もっと広く知られてもいいはずなのですが、実は制度の元締めの独立行政法人と委託契約を結んでいる全国の金融機関、商工会、商工会議所などがあまり積極的に加入をすすめていません。金融機関自体の手数料収入が少ないことが原因のようです。ですが、経費が少なくなったオーナー様でこの制度にまだ未加入でしたら、一度ご加入を検討されることをお勧めいたします。ご不明なことがありましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

〒104-0061 中央区銀座1-20-5 パレステュディオ銀座8階 独立系FP事務所 gmc グローバル・マネー・コンシェルジュ TEL&FAX 03(3566)9010